

司書教諭の設置等に関する基準

平成15年3月10日

教育長決定

(目的)

第1 この基準は、学校図書館法（昭和28年法律第185号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、学校に置くこととされる司書教諭について、設置等の必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2 司書教諭は、すべての区立学校に置くこととする。ただし、学級の数が11以下の区立学校については、当分の間、置かないことができる。

(任命)

第3 司書教諭は、法第5条第2項により、当該区立学校の教諭の中から校長が命ずる。

(職務等)

第4 司書教諭は、学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るとともに、開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めるものとする。

(報告)

第5 校長は、第3に規定する司書教諭を命じたときは、板橋区教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第6 この基準の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。